

ごみの出し方のお願い

基本的なルール

- ごみの種類ごとにきちんと分別して、決められた場所に出してください。
- 燃えるごみと燃えないごみは**指定ごみ袋(有料)**に入れて出してください。
- 有害ごみは**透明ごみ袋**に入れて出してください。(透明レジ袋可)
- 資源ごみは**透明ごみ袋**に入れて出してください。(透明レジ袋可)
(新聞紙、ダンボールなどの紙類はひもでしばって出してください。)
(出す場所が分からない場合は、荒尾市役所環境保全課にお問い合わせください。)
- ごみを出す日は、**ごみ・リサイクル年間カレンダー**で収集日を確認のうえ、決められた時間に出してください。
- 野良犬・野良猫の死骸は**清掃事務所**に連絡してください。

**燃えるごみ・燃えないごみ・有害ごみは、決められた日の
午前 8 時30分**までに出してください。

**資源ごみは、決められた日の
午前 7 時30分**から**午前 8 時30分**までに出してください。

(注意) ごみの収集時間は、ごみの量などの影響で大幅にずれる場合があります。
必ず決められた時間までに出してください。



- 袋の結び目をしっかり結んでください。
 - 燃えるごみ、燃えないごみは、指定ごみ袋に入れて、結べる大きさにして出してください。
 - 布団やじゅうたん(カーペット)は、四方の長さを80cm以下に切ってから出してください。
- ※丸めて指定ごみ袋に入れても収集できません。そのまま出すと機械の故障の原因になりますので、おやめください。



- 燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみを出すときに、ポリバケツなどの容器に入れて出すのはおやめください。
- 自宅の敷地内にごみを出しても収集しません。必ず、道路沿い、または決められた収集場所に出してください。